朝鮮総督府官僚のアイルランド認識 - 時永浦三を手掛かりとして -

加藤道也

The Irish Problems Observed by an Official of the Japanese Government-General of Korea: The Views of TOKINAGA Urazo

KATO Michiya

Abstract

TOKINAGA Urazo, an official serving for thirteen years between 1910 and 1922 in the Japanese Government-General of Korea, visited the US and Europe to study and understand the influence of self-determination advocated by President T. W. Wilson in relation to the Koreans under Japanese rule during World War I. He observed the situation of Ireland under British control and compared its aspects with the Japanese rule over Korea. His conclusion was that Japanese colonial rule of Korea was totally different from the British governance of Ireland. Although he thought that the British were cruel and suppressive, on several points there was a need for the Japanese Government-General of Korea to learn some important lessons from the British failure to establish order in Ireland.

キーワード:時永浦三.朝鮮総督府.アイルランド

Keywords: TOKINAGA Urazo, Government-General, Ireland

1. はじめに

本論文では、韓国統監府および朝鮮総督府の官僚として日本の植民地統治期を過ごした時永浦三を取り上げ、彼の著作からその植民地統治観を検討する。時永浦三は、高等文官試験合格後、韓国統監府時代に韓国に渡り、併合後も朝鮮において官僚としてのキャリアを積んでいったいわゆる「生え抜き」の植民地官僚であった」。13年間にわたる彼の朝鮮

¹⁾李烔植「「文化統治」初期における朝鮮総督府官僚の統治構想」『史学雑誌』115(4)2006年4月,では、内地から植民地へ転属された高等官僚と「生え抜き」官僚との間に植民地統治構想に相違があることを実証している。

時代において、日本の植民地統治は重要な転機に直面した。1910年8月22日の日韓併合、 1919年3月1日に起こった3・1独立運動、同年8月20日に行われた官制改革、アメリカ 大統領ウィルソンの提唱した民族自決主義の影響による国際的な日本の植民地統治への批 判の高まりなどである。日本の植民地統治のこうした重要な転機を、時永は植民地朝鮮で 過ごしたのである。新興の植民地帝国である日本が直面した問題は、同じく植民地帝国で あったイギリスが直面した問題でもあった。とりわけ、本国との地理的位置関係において 朝鮮とに非常に類似的であったアイルランドは、時永の在任中に独立運動が激化した。イ ギリスの植民地支配を揺るがしたこの動きは、日本の植民地支配にも大きな影響を及ぼし、 朝鮮総督府は、 時永にアイルランドに関する欧米での調査を命じた。調査を行った時永は、 詳細な報告書を提出することによってこれに応えた。時永は、植民地官僚としての実務経 験と、植民地に関する国際認識を兼ね備えた非常に貴重な経歴を有する人物であったので ある。欧米出張した時永は、2つの報告書の重要な報告書の作成に貢献した。朝鮮総督府 警務局が時永の調査報告をもとに作成した『米国ニ於ケル独立運動ニ関スル調査報告書』 (1921年9月) ② と時永自身のまとめた『愛蘭問題』(1921年7月) ③ である。これらは. 1919年11月から1921年3月まで1年4か月にわたる彼の欧米出張での調査にもとづく詳細 な報告である。とりわけ後者の『愛蘭問題』は、『米国ニ於ケル独立運動ニ関スル調査報告書』 を取り込んだアイルランド問題に関する極めて体系的かつ包括的な著作となっている。

これら2つの報告書は、これまで主としてアイルランド史研究者によって取り上げられているが、非常に詳細であるものの時永自身の意見表明はほとんど行われておらず、それらの先行研究 4) においても彼がどのような認識を持っていたのかに関しては推測するにとどまる他なかった。しかし、筆者が調査したところによれば、時永にはこれらの報告書の他にもこれまでとりあげられてこなかったいくつかの著作が存在する。京城の警察官講習所での講演録である「愛蘭問題と朝鮮」(1921年11月) 5)および「愛蘭問題と朝鮮」(1921年12月) 6)自身の欧米出張について記した「欧米を視察して(其一)」(1921年6月) 7)、「欧

²⁾ 朝鮮総督府警務局「米国ニ於ケル独立運動ニ関スル調査報告書」近藤釼一編『齊藤総督の文化政治』 友邦シリーズ第16号 宗高書房 1970年。

³⁾ 時永浦三『愛蘭問題』朝鮮総督府 1921年7月。

⁴⁾ 先行研究としては、先駆的研究である上野格「日本におけるアイアランド学の歴史」『思想』617号 1975年、をはじめとして、最近の研究としては、山田朋美「戦間期日本におけるアイルランド認識」 『国際関係学研究』No.34 2008年3月、齋藤英里「『アイルランド・朝鮮類比論』の展開」法政大学比較経済研究所・後藤浩子編『アイルランドの経験』法政大学出版局 2009年、がある。

⁵⁾ 時永浦三「愛蘭問題と朝鮮」『警務彙報』朝鮮警察協会 1921年11月号。

⁶⁾ 時永浦三「愛蘭問題と朝鮮」『警務彙報』朝鮮警察協会 1921年12月号。

⁷⁾ 時永浦三「欧米を視察して(其一)」『朝鮮及満洲』第22巻165号 1921年6月。

米を視察して(其二)」(1921年8月)⁸, 前述の警察官講習所での講演録の要約である「愛蘭問題と朝鮮」(1922年2月)⁹などである。これらの著作は、これまで利用されてきた時永の先に挙げた2つの報告書の内容をもとにしたものであるが、それらとの最大の違いは、時永自身の認識や意見が非常に明瞭に表明されている点である。したがって、これらの著作を検討することによって、これまで推測の域にとどまっていた時永の認識を明らかにすることが可能となる。なかでも、『警務彙報』に2回に分けて収録された「愛蘭問題と朝鮮」は、前述の『愛蘭問題』の調査結果から、日本がどのような教訓を得られるかを赤裸々に述べている。本稿では、この論考を分析することで時永の植民地統治観を明らかにしたい。

また、時永の活動に関しては、少数であるが植民地朝鮮史研究の中においても取り上げられている。これらの研究¹⁰⁾ による成果を参照することで、植民地統治における重要な転機において時永が果たした役割をうかがい知ることが出来る。本論文ではこれらの成果を援用し、さらに、これまで詳しくは調べられてこなかった時永の詳細な経歴や人物などを『朝鮮総督府官報』、『官報』および同時代の新聞や雑誌を用いて詳細に描くことを試みた。それらを通じて、アイルランド問題を詳細に調査した時永浦三が、植民地統治当局であった朝鮮総督府内部においてがどのような役割を担っていたのかを知る手掛かりとしたい。

2. 時永浦三の経歴11 と活動

時永浦三は、1884年4月、広島県甲奴郡上下町で時永淸吉の三男として生まれた。一高を経て東京帝国大学法科大学政治科を1909年7月に卒業し、そのまま大学院に進学した。¹²⁾ 同年11月、文官高等試験に130人中70位で合格し¹³⁾、翌1910年5月、韓国統監府属

⁸⁾ 時永浦三「欧米を視察して(其二)」『朝鮮及満洲』第22巻166号 1921年8月。

⁹⁾ 時永浦三「愛蘭問題と朝鮮」『朝鮮及満洲』第23巻171号 1922年2月。

¹⁰⁾ 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』東京大学出版会 1978年,長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係』 平凡社 2005年,松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察-1905~1945年』校倉書房 2009年など。

¹¹⁾ 時永の経歴については、松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察 - 1905~1945年』校倉書房 2009 年、および山田朋美「戦間期日本におけるアイルランド認識」『国際関係学研究』No.34 2008年3月、においてその概略が紹介されている。本稿では、これらを参照しながら、さらに正確な経歴を作成すべく『朝鮮総督府官報』等の史料によって確認した。特に注記していないものについては『朝鮮総督府官報』あるいは『官報』に依っている。詳細は表1を参照されたい。

¹²⁾ 経歴の概要については、朝鮮公論社『在朝鮮内地人紳士名鑑』1917年,95頁,朝鮮中央経済界編『京城市民名鑑』1922年,63頁,朝鮮新聞社編『朝鮮人事興信録』1922年,121頁,および歴代知事編纂会『新編日本の歴代知事』1991年,996頁,1087頁,を参照した。時永が韓国統監府に属として赴任したことについては、『官報』によっては確認できなかった。また、韓国統監府時代に赴任した官僚たちについ

として渡韓した。¹⁴⁾ 同年,韓国が併合され朝鮮総督府が設置されると,10月,朝鮮総督府属となり,1911年4月,朝鮮総督府取調局事務官に任じられた。1912年4月,朝鮮総督府道事務官として平安南道勤務を命ぜられ,同地在勤期間中に子爵品川彌二郎の長女美子と結婚した。この結果,実父兼亮の長女静子が品川子爵に嫁いでいた時の政務総監山縣伊三郎と親戚関係となった。時永浦三と美子との間に生まれた長男清太郎は,後に爵位を継ぐ者に窮した品川子爵家を継ぐことになる¹⁵⁾。閨閥にも恵まれた時永は,1914年8月,京畿道勤務となり,同地で地方係主任,審査係主任を歴任した後第二部長に昇進した。1916年11月,総務局総務課長から総務局長に昇進した萩田悦蔵の後任として,道事務官から朝鮮総督府事務官に転任するとともに総務局総務課長に任じられた¹⁶⁾。時永は32歳であった。この時の時永について,当時植民地で広く読まれていた雑誌『朝鮮及満洲』は以下のように評している。

「京畿道庁事務官より総務課長に転じて総督府に入つた時永浦三君は中々元気な仕事の出来る男だと云ふ話だがどうも人の気受けが善く無い。こせこせ理屈を言うたり干渉したりして人に同情とか親切とか云ふものが足りないからであらう。山縣政務総監の姻戚関係と云ふのを傘に着て威張るのだと云ふ話だが、まさか其れ程の馬鹿でもあるまい。要するに年の若い為であらう。」17)

翌1917年10月,時永は内務部第二課長兼済生院庶務課長事務取扱に転じた。1918年10月,警務総監部保安課長に任じられ,当時憲兵が掌握していた植民地の治安維持に文官官僚として関わることとなった。この任命には、文官官僚のトップとして警察業務を憲兵が掌握している状況を改革しようと画策していた政務総監山縣伊三郎の強い意向が働いたと思われる。

併合後の朝鮮は寺内総督の権威と憲兵を中心とした警察力とによって安定した状態にあったが、1916年、寺内総督から長谷川新総督となると不安定さを露呈する機会が出てきた。これを見た山縣政務総監は、民心のありようを推察し実行力のある文化政策を実現し

て分析した浅井良純「韓国併合後における日本人官僚について-文官高等試験合格者を中心として-」『朝鮮学報』第193輯 2004年10月,にも時永浦三の名前はないが、上記『紳士名鑑』および『市民名鑑』には記述がある。また、『京城日報』1922年10月30日、にもその記述があるためこれを採った。

¹³⁾ 秦郁彦編『日本官僚制総合事典』東京大学出版会 2001年, 194頁。

^{14) 『}京城日報』 1922年10月30日。

¹⁵⁾ 徳富猪一郎編『素空山縣公傳』山縣公爵傳記編纂会 1929年, 664頁。

^{16) 『}朝鮮之研究』 朝鮮及満洲社, 1930年, 405頁。

¹⁷⁾ 同, 409頁。

朝鮮統治を安定的なものにしよう試みた。憲兵制度の根本的改革はその一つであった。しかし、憲兵制度の廃止は、常に陸軍の反対によって容易には進まなかった¹⁸⁾ そこで山縣は、陸軍の抵抗により遅々として進まなかった警務総監部改革を、腹心の時永を送りこむことによって進展させようし、時永はこれに応えようと奮闘することとなった。

当時模索されていた警察制度の改革についての多くの重要な実証研究を行った松田利彦は、この時永の保安課長への任命について以下のように評して、法律関係の実務を担当してきた中堅官僚時永浦三が、警察官僚としても重要な地位を担うようになったことを示唆している。

「原の組閣後まもなく、朝鮮総督府政務総監・山県伊三郎が朝鮮総督府官制と憲兵警察制度の改革に向けて動きはじめた。1918年末、山県は一無論非公然とではあったが一憲兵警察制度改革を念頭に「潜に事務官時永浦三をして植民地に於ける世界各国の検察制度、及び警察制度を調査し、其の利害得失に就て研究せし」めた。時永は併合後朝鮮総督府に赴任し、主に法律関係の実務を担当してきた中堅官僚であったが、この調査とほぼ同時期の1918年10月になって、警務総監部に入り保安課長に就任している。また、時永は山県の甥に当たり、私的に調査を進めさせるには打ってつけの人物だった。そして調査の結果、時永は、1919年春、3・1運動勃発前に改革案を脱稿したという。その内容は残念ながら全く不明だが、何らかの形で山県の意を体した、すなわち警察制度転換の方向を示したものだったと推測されよう。」19)

従来は、独立騒擾事件によって武断政治の限界が露呈し、それを機に新たに成立した齋藤実総督のもとで官制改革を契機とする文化政治が展開されたとする見解が一般的であったが、松田によるこの指摘は、制度改革の提案者が山縣伊三郎政務総監であった可能性を指摘するものである²⁰⁾。

1919年3月1日,植民地朝鮮において3・1独立運動が勃発すると,運動は朝鮮全土に拡大し、憲兵による激しい鎮圧活動が展開されてゆく。朝鮮民衆と憲兵との対立は激しさを増し、1919年4月15日には水原において提岩里事件と呼ばれる朝鮮総督府憲兵による朝鮮人キリスト教徒の虐殺事件が発生するに至った。こうした中で、日本本土においても、

¹⁸⁾ 徳富猪一郎編『素空山縣公傳』山縣公爵傳記編纂会 1929年, 345頁。

¹⁹⁾ 松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察-1905年~1945年』校倉書房 2009年, 231頁。引用文の典拠は、徳富猪一郎編『素空山縣公傳』山縣公爵傳記編纂会 1929年, 345頁。

²⁰⁾ 徳富猪一郎編『素空山縣公傳』山縣公爵傳記編纂会 1929年 346頁。

首相原敬によって憲兵警察制度廃止を含む朝鮮総督府官制改革が進められていくこととなった。本国との協議のため東京へ出張した警務課長國友尚謙は、「朝鮮に於ける憲兵制度に対する根本的改革の議は、蓋し大正八年、山縣政務総監より原首相に提出されたのが基因と為り、遂に憲兵を首脳とせる憲兵制度が撤廃されたのである」²¹⁾と述べ、山縣政務総監の貢献を主張している。

この時、山縣政務総監から原首相に提出された「憲兵制度に対する根本的改革の議」が 前述した時永による改革案であったのか否かは不明であるが、時期的な蓋然性は高いと思 われる。時永は1919年7月、さらに警務総監部高等警察課長を兼務することとなり、文官 としての警察業務を一手に担うこととなった。

本国との協議・調整の結果、1919年8月20日、朝鮮総督府官制改革が行われ、総督武官制廃止は廃止された。憲兵警察制度も廃止され、それに伴い、憲兵の掌握していた警務総監部および各道警務部が廃止され、それぞれ文官が掌握する朝鮮総督府警務局および各道の第三部(後に警察部)が創設された。さらに、総督府の中央機構も従来の内務・度支・農商工・司法各部による4部制から内務・財務・殖産・法務・学務・警務各局からなる6局制への改組が行われた。教育および警察の強化という官制改革の意図を反映した改組であった。さらに、道知事が警察権を掌握することとなり、道知事の権限が強化された²²⁾。

官制改革期においても、時永は重要な役割を果たしている。朝鮮総督府の機関紙『京城 日報』は、その役割を次のように伝えている。

「君が在鮮十三年間の官吏生活中朝鮮の為に尽した功績は決して少くない。就中大正八年八月警務総監部が廃せられて警務局になつた当時警務局の官制を作成したり引継ぎ書類を整理したりして時の警務総監故児島惣次郎中将を扶け約二週間と云ふものは殆ど寝食を忘れてこの大仕事を完成したのは其重なるものの一つである。」²³⁾

この記述は、松田によって示唆された時永が警察官僚として重要な役割を担っていたことを裏づけるものであろう。官制改革は、朝鮮総督長谷川好道および政務総監山縣伊三郎の更迭を伴った。後任の朝鮮総督には齋藤実、政務総監には内務省の大物水野錬太郎が就任した。本人も朝鮮でも責任はないと考えられており、初の文官総督に意欲を見せていた

²¹⁾ 同. 346頁。

²²⁾ 官制改革に関しては、糟谷憲一「朝鮮総督府の文化政治」『岩波講座 近代日本と植民地 2 帝国統治の構造』岩波書店 1992年、を参照。

^{23) 『}京城日報』 1922年10月30日。

山縣伊三郎には非常に不本意な結果となったが、時永にとっても、最大の後援者を失うこととなり、今後の官僚生活に不安を抱かせる状況となったであろうことは想像に難くない。後任政務総監の水野は、就任の条件として、幹部人事を一任され、いわゆる「水野人事」が断行された。その結果、水野の出身母体である内務省から大量の官僚が朝鮮総督府に幹部として赴任することとなった。しかし、時永は、それまでの功績が認められたためであるうか、官制改革後も引き続き朝鮮総督府事務官として警務局勤務を命ぜられ、新総督をはじめとする新幹部たちが赴任するまでの朝鮮総督府警務局を任されることとなった²⁴。

齋藤実新総督の赴任が近付くと、京城においては不穏な情勢が報告されるようになり、 時永も新たに警務局にやってくる幹部たちに知らせるべく行動した。総督一行が釜山に上 陸したとき、時永は同地に出向き、状況説明を行っている。それを受けた赤池濃内務局長 兼警務局長は以下のように述べている。

「斯くて船が釜山に着くや、時永事務官が我々を迎へて詳細に形勢を説いた。要するに話は電報と大差はなかつたのであるが、同君の口から親しく暗殺、爆弾等のことを聞くに及むで、更に別種の感動を覚えたのでありました。而巳ならず歩を進むるに従つて著しく不安を感じたのは、警備の不十分にして、その欠陥が言語に絶することであつたのであります。従つて丸山君と即夜釜山を出発し、総督一行に先立つて翌朝京城に入り、直に総督府に赴いて関係者の協議をしたのであります。制度改正の間際で役人総更迭のため、落付いて事務を執る人が極めて稀で、京畿道の知事は新に任命され、本町警察署長が主として警備の任に当る始末であつた。故に丸山君が非常な馬力を以て指揮監督に努められたが、その苦心は容易なことではなかつたのであります。この時憲兵は制度改正のため既に治安の責任はなく、警察が独りその任に当るのであるが、その警察の信用は少しも認められず、人員は不足で、士気は振はない。殊に予防警察の方は欠陥だらけで、爆弾の噂に対しても突込むだ研究は行はれて居らなかつたのであります。従つて我々は最善の方法を講じ、それ以上は徐ろに運命に一任するの他はなかつた。」250

また、警務局事務官として赴任した丸山鶴吉は、「私は京城に到着するとすぐに警務局の時永事務官を招致し、明夜総督並びに総監が着任せらるるに際してなすべき警戒につい

²⁴⁾ 水野人事に関しては、木村健二「朝鮮総督府経済官僚の人事と政策」波形昭一・堀越芳昭編『近代 日本の経済官僚』日本経済評論社 2004年、および松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察―1905年 ~1945年』校倉書房 2009年、第1章が詳しい。

^{25)「}朝鮮統治秘話(三)」『朝鮮地方行政』第12巻5月号 1933年 74頁。

て手配を相談した」²⁶⁾ と述べており、憲兵から警察への移行直後の不十分な状況の中で、 時永が引き継ぎ役として重要な役割を担っていたことがうかがわれる。

しかし、1919年9月1日、新総督齋藤実一行は京城南大門駅に降り立ったが、独立運動家姜守圭が爆弾を投げつけ、総督は無事だったものの、死傷者を出す暗殺未遂事件が起こった。赤池警務局長は、「当時時永君は爆弾破裂につき非常に責任を感じ、寝食を忘れて補縛に努めて居られた。同君を追憶する毎に君の責任感の強きに敬意を表せざるを得ないのである」²⁷⁾と回想し、時永の立場を擁護している。

事件発生から8日目に犯人姜宇奎が逮捕された。60歳を越えた姜宇奎は、シベリアを流浪していたが、3・1独立運動に刺激されて新総督暗殺計画を立て、1個の爆弾を股間につるしたままウラジオから元山を経由して、徒歩で京城に潜入し総督着任の日に爆弾を投げたのであった。審理の結果、彼は死刑を執行された²⁸⁾。

1919年9月25日,新総督に対する爆弾事件が解決してしばらくして,時永浦三は朝鮮総督府参事官に任じられ,以降も幹部としての手腕を期待されたのであった。同年11月,時永は,ウィルソン提唱の民族自決主義の国際的高揚に影響された米国の排日世論の実態調査および在米朝鮮人独立運動の実態把握を行うため欧米出張を命ぜられ,11月25日,船で横浜よりアメリカに向けて出発した。時永の出発に当たっては,「時永浦三氏(警務局事務官)来る廿五日頃横浜解纜渡欧す可きに付警務局及び京畿道第三部の高等官並に朝鮮殖産銀行幹事は二十二日夜同氏を千代本に招待し送別宴を張れり」²⁹⁾とあるように,盛大な送別の宴が催された。

時永は、横浜からハワイを経てサンフランシスコに到着し、ロサンゼルス、シカゴ、ニューヨーク、ワシントンなどを視察し、次いでカナダに渡り、1920年8月末にロンドンに渡り、スコットランド、アイルランドを視察し、ヨーロッパ各国を遍歴したのち、1921年1月25日ロンドンを出港し同年3月帰朝した300。

アメリカを視察した時永は、1920年4月、ワシントンより調査報告の第1報を復命した。 それは後に警務局によって内閲用資料としてまとめられ、警務局「米国ニ於ケル独立運動 ニ関スル調査報告書」1921年9月、となった 31 。

²⁶⁾ 丸山鶴吉『五十年ところどころ』 1934年, 289頁。

^{27)「}朝鮮統治秘話(三)」『朝鮮地方行政』第12巻5月号 1933年, 75頁。

²⁸⁾ 丸山鶴吉『五十年ところどころ』1934年、294頁-295頁。

^{29) 『}京城日報』1919年11月23日。

³⁰⁾ 時永浦三「欧米を視察して(其一)」『朝鮮及満洲』第22巻165号 1921年6月,53頁。

³¹⁾ 朝鮮総督府警務局「米国ニ於ケル独立運動ニ関スル調査報告書」近藤釼一編『齊藤総督の文化政治』 友邦シリーズ第16号 宗高書房 1970年, 206頁。

1920年8月、イギリスに到着すると、時永は齋藤総督からアイルランド調査の書簡を受 け取り ベルファストを訪問し 当時イギリスからの独立運動が激化していたアイルラン ドの調査を行った32)。彼が調査中を行った時期のアイルランドはまさに独立戦争の最中で あり、イギリスの導入したブラック・アンド・タンズなどの暴力的な独立運動の弾圧が行 われていた時期であったことが分かる。こうした状況を目の当たりにした時永は、強権的 な植民地支配が有効でないことを強く認識したものと考えられ、それは彼の記した報告書 に大きな影響を与えている。その調査報告は、後に『愛蘭問題』としてまとめられ、総督 府内の参考に供された。1921年1月25日、イギリスを出発し帰朝の途についた時永は、同 年3月末帰任し、引き続き警務局に勤務した。帰朝した時永は、その見聞記を1921年6月 および8月に「欧米を視察して(其一)」「同(其二)」として『朝鮮及満洲』に発表した。 さらに同年8月、京城の警察官講習所において、「愛蘭問題と朝鮮」と題する講演を行った。 その内容は、1921年『警務彙報』11月号および12月号に分載され、加えて1922年2月『朝 鮮及満洲』にも掲載されることとなったことで京城を中心に広く一般読者にも知られるこ ととなった。1922年1月. 時永は朝鮮総督府監察官となった。同年1月25日. 龍山皆行社 における陸軍将校の集合宴にて「米国に於ける青年に対する社会教練の趨勢」と題して講 演を行った33)。

欧米出張から帰朝した時永の評判を、『朝鮮及満洲』は次のように伝えている。

「外遊と云ふことが役人として直接其執務上や立案上に効験著しいものならば、以上列挙せし外遊者は帰来嶄然として際立った異彩を放つべきであるが、別に変つた新知識も示さないやうだ。是等最近外遊者の中で安武文書課長と時永監察官は帰来多少異彩を放つて居るやうに思はれる。時永氏の愛蘭視察談安武氏の米国視察談は著しく京城人の注目を惹いて居る。殊に時永氏は人物の上にも著しい変化を現はした。外遊前の時永氏は威張り好きで角立つて役所の内外に評判が悪かつたが、外遊から帰つて来て人物の角が取れ又アク抜けがしたやうに思はれる。総督府では年々二三人づつ欧米視察者を出すことになつて居るから新進の各課長には漸次外遊のお鉢が回つていくことだらう。真に結構である。」34)

こうして評価を上げた時永は、朝鮮で培った官僚としての経験を内地で生かすよう期待さ

³²⁾ 時永浦三『愛蘭問題』朝鮮総督府 1921年, 巻頭頁。

^{33) 『}京城日報』1922年1月26日。その内容は、時永浦三「米国に於ける青年に対する社会教練の趨勢(一)」 『警務彙報』1922年3月号、時永浦三「米国に於ける青年に対する社会教練の趨勢(二)」『警務彙報』 1922年4月号、に掲載されている。

³⁴⁾ ヒマラヤ山人「洋行した人々」『朝鮮及満州』1922年3月号、66頁。

れ、1922年10月、朝鮮総督府政務総監から内相に転じていた水野錬太郎によって大分県内務部長に任じられた。この任命について、『京城日報』は、「総督府監察官から大分県内務部長に栄転した時永浦三君はいよいよ今三十日朝京城出発赴任することとなつた。・・・十三年の官吏生活は全部朝鮮で過したので謂はば今度の大分県は君が内地に於ける官吏としての始めでの腕だめしである。・・・大分県は有名な政争の厳しい土地である。水野内相がこの地の内務部長に君を選んだのは蓋し意味深長である。と同時に君が前途は光明に輝いて居る。大に自重自愛以て邦家の為めに努力して貰ひたい。一瞥以て君が行を送り帰途を祝福して置く」350と述べ、朝鮮総督府において培われた内務および警察官僚としての経歴と実績が、内地官僚としても生かされることが期待された人事であったことがうかがわれる。

その後、時永は、1924年7月に鳥取県内務部長、同年10月に宮城県内務部長に任じられた後、1925年9月、宮崎県知事となる。さらに1926年9月に佐賀県知事を経て休職するに至った。そしてそのまま復職することなく1929年2月7日、長年の疲労のためか胃潰瘍で逝去した。³⁶⁾ 時永浦三44歳の時であった。時永浦三は、彼の長年の業績により特旨を以って位一級を追降され、従四位勲四等に叙せられた。

3. 時永浦三のアイルランド認識

(1) 時永浦三の著作

この節では、時永浦三『愛蘭問題』を用いて彼がアイルランドをどのように理解していたのかを検討していきたいと思う。その前に、現在のところ確認できた朝鮮総督府時代の彼の報告書および著作を確認しておきたいと思う。それは以下のとおりである。

- ①朝鮮総督府警務局「米国ニ於ケル独立運動ニ関スル調査報告書 | 1921年9月。
- ②時永浦三『愛蘭問題』朝鮮総督府 1921年7月。
- ③時永浦三「欧米を視察して(其一)・(其二)」『朝鮮及満洲』第22巻165号・166号 1921年6月・8月。
- ④時永浦三「愛蘭問題と朝鮮」『警務彙報』1921年11月号・12月号。
- ⑤時永浦三「愛蘭問題と朝鮮」『朝鮮及満洲』第23号171号 1922年2月。
- ⑥時永浦三「米国に於ける青年に対する社会教練の趨勢 (一)・(二)」『警務彙報』 1922年3月号・4月号。

^{35) 『}京城日報』 1922年10月30日。

^{36) 『}東京日日新聞』1929年2月8日。

時永浦三は、あまり著作を残していない。また、上記もすべて、1919年11月から1921年3月までの欧米出張の成果にもとづいたものである。彼の著作として先行研究によって言及されているのは①および②である。①の成果は②にも収録されており、それゆえ②は、時永浦三がアイルランド問題に関して論述した極めて体系的な到達点を示している。その他の③から⑥に関しては、筆者が知る限りこれまで言及されたことはない。

- ③は、いわば時永の出張報告書であり、内容はアメリカやイギリスでの見聞報告と、それらがどのように朝鮮問題の参考になるか、時永自身の見解が明示されている。重点は主としてアメリカにおかれている。
- ④は②の要約的な著作であるが、アイルランド問題を日本の朝鮮統治にどのように参照するかという点について、時永自身の見解が明確に表明されている点が②との最大の相違点である。
 - ⑤は④を雑誌用にさらに要約したものであり、内容的には重複している。
- ⑥は他の著作とは論点が異なり、アメリカにおける社会教練について論じており、本校の趣旨とは少し異なるため別の機会に検討したい。

以下では、前述したように、②時永浦三『愛蘭問題』を用いて彼がアイルランド問題を どのように理解していたのかを紹介していきたい。同著が時永のアイルランド認識を最も 包括的かつ体系的に論述したものだと考えるからである。

また、前述したように、時永浦三がアイルランドを参照することによって、日本の朝鮮統治に関してどのような認識をもっていたのかは非常に興味深い論点であるが、これまでの先行研究においては十分に解明されてきたとは言い難い。そこで、次節では、これまで検討されてこなかった著作の中でも、『愛蘭問題』に即しながら彼自身の意見を明瞭に知ることのできる④「愛蘭問題と朝鮮」を紹介・検討し、これまで推測で語られてきた時永の朝鮮統治認識を明らかにしたい。それ以外の著作に関しては、関連する限りにおいて言及したい。

(2) 時永浦三『愛蘭問題』朝鮮総督府 1921年7月

本書³⁷⁾ は、アメリカ視察を終えた時永浦三が、イギリスに到着した際、齋藤総督の命を 受け調査研究した成果をまとめたものである。ここでは、その内容を要約して紹介し、次 節の「愛蘭問題と朝鮮」における検討に生かしたい。

³⁷⁾ 時永浦三『愛蘭問題』は、学習院大学東洋文化研究所友邦文庫所蔵のものを利用させていただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

『愛蘭問題』執筆の経緯について時永は同書の巻頭で、「愛蘭問題ノ研究ハ異民族統治ニ 有益ナル教訓ヲ与へ、植民政策上啓発裨歩補スル所 少カラサルモノアリ」と述べ、その 執筆意図を明らかにする。時永にとって、この調査は「齋藤総督閣下ハ 特ニ玉翰ヲ寄セラレ、之レカ調査ヲ命セラル」ことになった重要なものであった。当時のアイルランドは、「独立運動熾烈ヲ極メ、Sinn Fein ノ跳梁最モ甚シク、殺気横溢、物情騒然タルノトキ」であり、「親シク愛蘭ニ渡リテ各地ヲ視察シ、Belfast ヲ訪ヒタルハ八月末、市街戦ノ行ハレタル直後ニシテ、具サニ侵掠破壊ノ跡ヲ見、感慨禁セサルモノアリ」との印象を残すほど熾烈な状況であった。「欧州大陸旅行ニ時ヲ費シ、滞英僅カニ三関月、精窮盡シ能ハスト雖、更ラニ記シテ以テ府内頒覧ノ便ニ供スヘキヲ命セラル、依テ此ニ愛蘭問題ノ沿革ト現状トヲ叙述シ、高名ニ答フ、収録セル事項ハ、本年一月二十五日倫敦ヲ出発シ帰朝ノ途ニ上リシ時ヲ以テ限トセリ、推覈猶ホ足ラス、精粗亦宜シキヲ得スト雖、之ニ依テ愛蘭問題ノ大要ヲ模索スル資スヘキモノアルヲ得ハ、幸ニ所命ノー端ヲ盡スヲ得ン」38)と述べるように、時間的制約から必ずしも満足のいく出来ではなかったかもしれないが、非常に詳細な包括的・体系的な著述となっている39)。

この巻頭言に続いてアイルランド問題が9章に分けて分析される。同書の構成は,第1章:愛蘭問題ノ範囲,第2章:愛蘭虐殺小史,第3章:宗教問題,第4章:教育問題,第5章:農業問題,第6章:財政問題,第7章:政治問題,第8章:諸外国トノ関係,第9章:結論,となっている。

第1章は、さらに第1:愛蘭問題ハ地理的関係ノ問題ナリヤ、第2:愛蘭問題ハ人種的 反感ノ問題ナリヤ、第3:愛蘭問題ハ歴史的政治行為二関スル問題ナリ、の3つに分けて 検討され、アイルランド問題は地理的関係に起因するものではなく、また、人種的な相違 が問題となっているのでもなく、歴史的政治行為、すなわち長期にわたる過酷な統治政策 に起因するものであると述べる。具体的な強圧政策として、各章に、(1) 虐殺、(2) 宗教、(3) 教育、(4) 農業、(5) 財政、があり、それらはアイルランド虐殺史であるとし、その結果、アイルランド人はアイルランドの国家事務を処理するためアイルランド議会や

³⁸⁾ 時永浦三『愛蘭問題』朝鮮総督府1921年7月,巻頭言。人物名や地名などの表記は、時永が英文表記を用いているためそれにならった。また、Phaenix は Phoenix の綴り間違い、あるいは誤植であろうが、そのまま表記した。

³⁹⁾ 時間的な制約があったにも関わらず、非常に完成度の高い内容となっている点については、時永に 先行する同様の調査報告書や種本の存在が上野格や齊藤英里によって指摘されている。先行する調査 報告書とは、吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年であり、構成や記述項目や内容に類似性がある。 種本については、時永の『愛蘭問題』中にいくつかの言及がある。時永は、Barry O'Brien, Lecky, Green, などの研究者の名前を文中に挙げている。また、調査当時の情報については、Times などの新聞 などを参考にしている。

行政機関を要求することとなった。これらの人道上、宗教上、社会上、経済上の桎梏から脱して自決の能力を得るための行動がアイルランド政治問題の中心である。そして、アイルランド人たちは、この目的を達成するため、外国と結ぶのである。したがって、5つの問題に加えて、(6)政治問題、および(7)外国との関係を研究してはじめてアイルランド問題の全貌を解明することができると述べる。そして、以上のように第1章で表明されたアイルランド問題の原因 = 英国による過酷な統治政策が、第2章以下で歴史的記述によって順次検討されていく 40 。

第2章 愛蘭虐殺小史においては、1171年10月、Henry 2世が4000人の軍隊とともにWaterfordに上陸し、アイルランド全土に勢力を及ぼしたところから記述が始まる。しかし、スコットランド系民族がアイルランドに侵入すると、英国は対抗措置を取れず影響力を減じ、その結果、土着のアイルランド人が勢力を回復する。しかし、Elizabeth 女王に王権を確立した Tudor 王朝は、再びアイルランド征服に乗り出し、諸反乱を制圧しながら過酷な支配を行っていく。土地を没収し、移民を送り込む手法で徹底的な武断政治が行われたのであった。さらに Cromwell 時代になると、虐殺を伴った征服が行われ、人口の3分の1を失うほどであったと言われている。18世紀になると、United Irishmen が結成され、英国支配に対して独立共和国を建設しようと抵抗運動を行ったが、英国に制圧され関係者に容赦のない弾圧が加えられた。こうした歴史的な虐殺政策に加え、時永は、1845年から3年間にわたった飢饉についても、「実に1845年-47年ノ飢饉ノ原因ハ食料ノ欠乏ニアラスシテ地代ノ誅求ニ存ス」として、過酷な統治が招いた人災であり、虐殺政策の一つであるとしている。そして、この時アメリカに移民した者たちの子孫がアイルランド系アメリカ人たちの反英運動の原因になっていると結論づけている410。

第3章:宗教問題では、3世紀に活躍したSt. Patrick の布教によって、アイルランドでは旧教が盛んになり、アイルランド教会は大陸諸国で大きな宗教的影響力を持つほどになったということが語られる。しかし Henry 2世のアイルランド征服以降、英国王たちによって旧教の弾圧が行われるようになった。刑法によって、旧教僧侶は追放され、新旧両教徒の通婚は禁じられ、旧教徒の殺害、略奪や傷害は犯罪でないとされた。また、旧教徒は議員になる権利も奪われた。Henry 8世は、寺院財産を1537年、寺院財産没収令を提議し、1540年実行された。その後も、Mary 女王、Elizabeth 女王、Cromwell などの虐殺、弾圧政策は続き、その結果、「旧教徒ノ生命財産ハ更ニ其ノ安全ヲ見ルニ能ハス、経

⁴⁰⁾ 時永浦三『愛蘭問題』朝鮮総督府1921年7月, 1頁-6頁。

⁴¹⁾ 同. 6頁-22頁。

済上、社会上、政治上殆ント奴隷ノ地位ニ置カルル二至レリ」といった惨状を呈したので あった。その後旧教徒は、たびたび反乱を起こし、そのつど過酷な弾圧を受けることとなっ た。1690年旧教徒ジェームズ王は、新教徒オレンジ公 William との戦いに敗れフランス へ逃れた。その戦いは Limerick の講和によって終結したが、旧教徒兵士はフランスに放 逐されることとなった。Limerick 条約によって信仰の自由が保障されたはずであったが、 アイルランド議会はそれを無視して様々な旧教徒弾圧の刑法を制定し圧政を継続した。し かし、アイルランドにおいては却って旧教徒が増加し、人口の3分の2を占めた。そのため、 アイルランド議会を通じて旧教徒に対する譲歩がなされていった。1782年には Glattan に よって権利の宣言がなされ、新教徒と旧教徒の結婚を有効とする法案が通過するなど社会 上の地位について若干の緩和がなされた。1793年には、一部の旧教徒に選挙権や公民権を 認める法案が通過し、政治上の解放も進んでいった。1800年には、アイルランド併合に伴 い、旧教徒を抑圧していた刑法が撤廃され、3世紀にわたる宗教上の圧政は社会上、政治 上の解放を得た。しかし、貢金制度や新教徒の地主による旧教徒の小作人への圧政は続い た。1869年にはアイルランド教会国立制度廃止法案が通過し、また、同時に通過したアイ ルランド教会法によってアイルランド教会所有地の小作人が土地を取得することが可能と なり、1880年までの間に8500人の当該小作人中6000人余りが土地を取得した。1868年に制 定された土地法により法廷地代が定められ、小作権の自由売買が認められた。その後も小 作人保護の立法は引き続き制定され、1911年までには土地取得のための土地買収助成も行 われるようになり、大部分の農地は小作人の所有に帰すこととなった。Henry 2世のア イルランド侵入以来8世紀にわたる土地没収および土地からの放逐という旧教徒の経済的 圧迫の問題はようやく取り除かれたのである。こうした流れの中で、信仰の自由の問題も 次第に認められていき、宗教的自由も認められるようになった420。

第4章:教育問題においては、小学教育、中等教育および大学教育といった教育制度や教育政策が論述されている。小学教育に関しては、1831年の法律によって国民学校が設置され、宗教宗派にかかわらず収容されることとなった。不十分な部分を残しつつも、教育上の公平性が確保されていったとされる。中等教育についても1878年に中等教育局が設けられ、中等学校への補助を与えることが定められた。1914年には中等教育法が発布され、教員の地位向上が計られた。大学教育においては、ダブリンの Trinity College が新教徒のための大学であり、旧教徒のための大学は無きに等しかったが、1908年に自由党内閣によって発布された大学令によって Belfast 大学と中央大学が新設され、大学教育の改善が

⁴²⁾ 同, 23頁-41頁。

計られていった。

教育方針としては、国家的偏見に基づき、アイルランド語やアイルランド史の教育は価値のないものとして扱われてきたが、1908年の大学令によってアイルランド語やアイルランド史の使用や研究に関して「徳二忌避シタルノ事実を認メ得サル」状態にまで改善されたとしている⁴³⁾。

第5章:農業問題では、まずアイルランドの耕地面積の分析が行われる。国土の面積は2000万エーカーであり、500万エーカーは不毛の山岳沼沢、225万エーカーが草地、1000万エーカーは牧場、そして耕地はわずか250万エーカーである。アイルランドは牧畜国として分類される。そして、生牛を英国に輸出することで生計を立てている。人口に比べて耕地面積が狭く、耕地も痩せていることは、食糧確保上大きな問題を抱えているとされる。

Henry 2世がアイルランド征服を行って以降, 英国は伝統的な土地慣習を無視して封建的観念を持ち込み, 封建領主による土地支配が行われることとなった。土着のアイルランド人に対する土地収奪が行われ, 土地を奪われた者たちは, 西部の痩せた土地へと追いやられて, 英国からやってきた移民たちに良好な土地が与えられた。

移民は Mary 女王時代からさらに活発化し、James 1世、Charles 1世、Elizabeth 女王時代と継続され、Cromwell の時代には残忍な土地収奪が展開された。オレンジ公 William の時代には、Limerick 講和に基づき、旧教徒の土地所有を認めることとなったが、 それは実効性のあるものではなく、むしろ18世紀初頭より様々な刑法が制定され英国移民 の保護を充実する反面,旧教徒は土地所有を禁じられ,小作人として使役される状態に追 いやられていった。英国人の地主の多くは遠住者として英国に住み、小作人に対する同情 はなく、中間人に土地は貸与され、中間人は高額な地代を小作人に課し苛斂誅求を極めた。 こうした過酷な土地収奪に対し、18世紀になるとアイルランド各地で騒擾が頻発するよう になっていった。1800年にアイルランドが英国に併合されると,O'Connell を中心として 併合廃止運動が展開され、各地に騒擾が起こった。こうした運動は、1838年、アイルラン ド貢金変更法を勝ち取った。しかし、貢金の一部を負担する義務を負うことになった地主 たちは、これを地代として小作人に転嫁したため、これに反対する運動がさらに展開され た。1846年から1870年にかけて地代は高騰し農民は困窮したが、何らの見るべき救済もな かったため熾烈な農業運動が起るにいたった。Irish Republican Brotherhood(I.R.B.)は, アメリカに移住したアイルランド人の結成した Phaenix Organization と連携して騒擾を 起こし、ここにいたって Gladstone は小作農民に対する保護立法の必要性を認識し、1876

⁴³⁾ 同, 41頁-45頁。

年、アイルランド土地法を制定し懐柔を図った。しかし、この法律は資力のない者にとっては保護が十分でないとしてアイルランド農民たちの間では依然として不満が解消されなかった。1878年になると、Parnell はこうした農民たちの不満を吸収し農業運動を自治運動と連携させ、国民党と Fenian 団を提携させ、国民的運動を展開するに至った。Fenian 団に属し Michael Davitt は、土地同盟を組織し、Parnell は1879年に渡米し、土地同盟のための資金を募集し、その結果運動はますます堅固なものとなった。1880年、再び内閣を組織した Gladstone は、同年更なる農民救済のための法案を提出したが、上院で否決された。1885年に保守党は、Gladstone 内閣を倒閣するために Parnell と結び、Salisbury 内閣を成立させた。保守党は小作人の土地所有を補助すべく Ashborne 法を制定した。さらに、1903年、Wyndham 法が成立し、地主と小作人両者に有利な土地売買を行うための法整備がなされた。

1899年、アメリカから帰国した Horace Plunkett は、アイルランド農業協会を設立するとともに農工務省の設置を勧奨し、アイルランド農業の指導改善に乗り出した。この前後より、騒擾は鎮静化に向かった。苛斂誅求を極めたアイルランドの土地収奪、農民抑圧は、様々な運動、改革を経て改善された。土地買収に関する立法の結果、1911年3月までにアイルランドの土地の3分の1以上は小作人の所有となった。アイルランドの農民の生活が改善されたことは、移民数が1881年から1891年は75万人であったのが、1891年から1901年に43万人、さらに1901年から1911年には33万人と継続的に減少したことからも確認できると結ばれている440。

第6章:財政問題においては、アイルランドと英国との財政負担の問題が論じられている。1800年の併合前は独立していたアイルランド財政は、併合後は公債負担に関してアイルランド2:英国15の比率に達するまでは財政及び租税の統一をせず、それぞれの予算を有し、公債に関してもそれぞれの分を負担することとされ、将来の公債のみを共同負担とすることとされた。国費に関しても、2:15の比率とし、20年ごとに改定することとした。しかし、英国は、併合の際にアイルランド議会議員を買収した費用400万ポンドをアイルランド公債に編入し、Napoleon戦争の戦費も加わり、1817年には、併合当時に比べ、英国は2倍にとどまるのに対し、アイルランドの負担は4倍になった。財政および租税制度は統一されたが、エジプトおよび南アでの戦争の負担も加わり、アイルランドの負担はさらに増加した。

1892年英国及びアイルランド財政関係調査委員会が設置され,1896年報告書が出された。

⁴⁴⁾ 同, 45頁-80頁。

その結果、1800年と1892年の間に英国の人口は3倍となり財政上の負担は2割5分の減少を見たのに比べ、アイルランドの人口は1割4分の減少となり負担は14割の増加という不公平な負担となっていることが明らかになった。その時点での負担割合は1:20と決められていたにもかかわらず、実際には1:11という非常に英国有利な割合となっていたことも同時に明らかとなった。アイルランドは1800年の併合以降、英国に比較して非常に過重な負担に苦しめられていたのである。また、アイルランドは併合以前には英国の重商主義政策によって極端な貿易制限をうけるなど抑圧され、それに対する撤廃運動が展開され、1779年に外国及び英国植民地に対するアイルランド貿易の自由が認められ、保護関税や産業補助も定められ、アイルランドの各種工業は以前に比べて繁栄を謳歌するに至った。しかし、1800年アイルランドが併合されると、補助金は廃止され関税も統一された結果、アイルランド商工業は英国との自由競争によって衰退していった。関税や消費税などの課税自由権の問題は、自治権獲得運動と結びつきアイルランド国民党の強い要求がなされているが英国の支配権を妨害し、アイルランドが英連邦から離脱する可能性があるとして憂慮されている45。

第7章:政治問題には、時永の問題意識を反映して『愛蘭問題』のほぼ半分のページが割かれている。それは7節からなるが、時永は、「愛蘭ノ政治運動ヲ説クニ当テハ、先ズ其ノ政治組織ヲ知ラサルヘカラス、之レ茲ニ其ノ組織ノ梗概ヲ記述セントスル所以ナリ」として第1節:政治組織から論じ始める。英国の支配を受ける以前の部族支配が、英国による征服により封建的従属関係を強いられるようになった。Cromwell による11年間の過酷な支配によってアイルランドは英国による強力な権力支配を受けることとなったのである。総督府が設置されアイルランドにおける行政権を掌握し、1295年に英国議会が開設されると、アイルランドにも議会が設置されたが、それは名目的な意味しか持たず、Henry 7世の時代にはアイルランド議会は英国議会の絶対的従属化に置かれた。1800年にアイルランドが併合されると、アイルランド議会は廃止され、アイルランドは英国議会に代表者を送ることとなった。

現行制度に関しては、アイルランド総督府がアイルランドに関する特別法令を執行する 強力な権限を持つことが指摘される。行政機関としては、総督の地位が名誉職であること、 行政を総理するのは内閣の一員であり、議会に対して責任を有するアイルランド事務大臣 であること、しかしアイルランド事務大臣はおおむね英国に在住するため、アイルランド 施政は事務次官によって担当されること、アイルランドに駐留する陸海軍はそれぞれ陸軍

⁴⁵⁾ 同. 80頁-85頁。

大臣および海軍大臣によって管掌されていることなどが述べられる。警察制度に関しては, アイルランド警察とダブリン市警察とから成り、半ば軍隊式であり、有事に際しては銃剣 で武装し、各地を巡察して治安維持に当たり、その行動がややもすれば苛酷であるため民 衆から怨嗟の対象となることがまれではないことが論じられる。また,アイルランド警察 の警察官数および警察費は、イングランドやスコットランドと比較して2倍半にもなるこ とが述べられている。さらに、騒擾事変に際して増派される警察官に関する経費の半額及 び故意による生命財産の損害に対する賠償は、当該地方自治体の負担となることが特記さ れ、騒動の責任を地方民に課し、無謀の挙を予防しようとする意図が明らかであると指摘 している。また、最近の騒擾が熾烈を極めるようになってきたため、多数の補助警察官が 急設され、Black and Tan と称されていることに言及している。司法制度に関しては英国 と異なるところはないとしながらも、実際の運用面で地主や新教徒が裁判官に任命され、 裁判の公正が疑わしいところが少なくないと指摘する。地方制度に関しては1888年におけ る英国の地方制度改正に伴い、アイルランドでも1898年、アイルランド地方制度の改正が あり、社会的、経済的発達に対応した制度が確立しているとする。また、市会や村会も普 通選挙によって選出された議員によって構成されており、アイルランドにおける地方自治 の成績はむしろ英国を凌ぐものがあり、アイルランド人の自治能力は完全に証明されてい ると論じられている。現行制度に関しては、それを批判する説が紹介されている。自治能 力の高さが証明されているアイルランドにあって、実際に行政を担当するのは民意ではな く官僚たちであり.アイルランド議会を設置することによって自治を認めることなくして は、アイルランド人が圧政から脱することはできないとする説である。

第2節:併合前ノ政治運動においては、18世紀末までの議会運動から論じ始め、1295年にダブリンにアイルランド議会が設置されたが、常時召集されることはなく名義上のものにすぎなかったことが述べられる。また、その後においても、アイルランド議会は英国議会の下に置かれ、その権限が大きく制限されていたことが論じられる。そうした状況に対して改革を唱えた Glattan の活動が紹介され、アメリカ戦争の際に結成された義勇軍の編成を擁護した Glattan は、その力を背景にアイルランドの自由貿易および自治を唱え、1782年「権利ノ宣言」を布告し、アイルランド議会は独立の立法権を得ることとなった。Glattan はさらに旧教徒の解放法案を提出しさらなる成果が期待されたが、1796年、Glattan の提案は否決され、不平が渦巻き、反乱の兆しを呈するにいたる。1798年、こうした声に後押しされた United Irishmen は反乱を起こすが、英国によって鎮圧された。この後、アイルランドは1800年英国に併合されることとなった。

第3節:併合ニ対スル反対運動においては、併合に反対する様々な運動が論じられてい

る。1829年の旧教徒解放、1831年貢金制度廃止を勝ち取った O'Connell は、併合廃止運動に全力を集中していった。しかし、1846年の騒擾の責任を感じた O'Connell は政治生活より引退し数ヵ月後に死去した。1848年には、Young Ireland 党は、全ヨーロッパに広まった革命運動の影響を受けて反乱を計画し、警察との衝突を起こしたものの、直ちに平定され O'Brien らリーダーたちは逮捕され死刑や流刑に処せられた。

併合反対運動に引き続き、独立運動が論じられている。1845年の飢饉以降、様々な秘密 結社が勃興する。中でも,アメリカで Stephens によって Phaenix Organization の残党を 糾合して結成された Fenian 団は,アイルランド独立革命を目指し,アイルランドおよび カナダに反乱を起こそうと企てた。1858年, Stephens, O'Donovan Rossa らは, アイル ランドに Irish Republican Brotherhood を結成した。Fenian 団は、1866年、ナイアガラ を渡りカナダへ進軍を企てたが、アメリカの官憲によって阻止された。またアイルランド に多数の武器や兵員を送ったが、運送船は英国軍艦によって捕獲された。アイルランド内 で起こした反乱も小規模にとどまり失敗に終わったとされる。しかし,秘密結社に慣れて いなかった英国に対しては少なからぬ恐怖を与えたものと指摘されている。独立に関する その他の運動としては,革命運動に多くの人物を輩出した Gaelic League,直接行動を採 ることにより漸次勢力を増していった Sinn Fein 党、マルクス主義を国民の感情及び伝説 と調和し、労働者の同盟を訴えたアイルランド労働党などが論じられている。また、自治 運動については、新アイルランド立憲党を組織した Issac Butt による自治運動、1876年 に Butt に代わって同党の党首となり、国民党や土地同盟運動との提携により自治運動を 国民的運動として活発化し自治法案の成立に尽力した Parnell の運動が言及され、1914年 に自由党の Asquith 内閣の下で成立した自治法と第1次世界大戦や自治法に反対するア ルスター統一党による義勇軍の結成による度重なる同法の施行延期が論じられる。

第4節:1916年 Dublin ノ反乱では、1914年成立の自治法が制定されると、それに対する賛否をめぐってアイルランド統一党、アイルランド国民党、アイルランド労働党、Sinn Fein の4党派の間で対立が起こったことから論述が始まる。こうした対立は、それぞれの党派が義勇軍を編成し武力衝突をも辞さずとするものであったが、英国当局は欧州大戦の勃発によって、対応することができなかった。英国がドイツに宣戦を布告すると、戦時税負担や徴兵法の強制がアイルランド人を不安にし、そこにアイルランド系アメリカ人やドイツによる扇動があり、1916年にダブリンにおいて反乱が起こるに至った。

計画では Roger Casement がドイツから武器弾薬を運び入れ、それをアイルランドの各 義勇軍が用いてダブリンから反乱を起こすというものであったが、Casement は上陸前に 英国軍に捕らえられた。Professor MacNeill は蜂起計画の中止を決定したが、Connolly は ダブリン近郊で反乱を起こした。しかし、英国軍に鎮圧され、首謀者15名の処刑、その他多数の投獄者及び海外追放者を出した。このイースター蜂起は失敗に帰したが、首謀者が多数処刑されたことはアイルランド人の感情を刺激するとともに国民党をはじめとする議会主義政党は無力化し、Sinn Fein に代表される実力行使による独立運動が主流の地位を占める契機となった。政党化した Sinn Fein は党員数を増し大きく勢力をのばし、1918年末の総選挙では73議席を獲得し、1920年1月の地方選挙でも最も多くの議席を獲得した政党となった。Sinn Fein 党と同様に、1920年の地方選挙でも躍進を遂げたのがアイルランド労働党であった。Sinn Fein 党は極端な政策を理想とする国家主義の政党であるが経済的、社会的方面に難点があり、英国におけるいかなる政党とも融和しない政党であり、一方アイルランド労働党は経済的社会主義に基づき現実的生活を追求すると共に、英国労働党と接触があり相互の利益を擁護しうる政党であると評価される。

第5節:新自治法ノ制定においては、1916年12月に成立した Llovd George 内閣が組織 され、翌年2月から反乱に加担したとされる者たちを逮捕、追放し始めると、アイルラン ド国民党を中心として、アメリカ及び自治領植民地に対して請願を行い、第1次世界大戦 の主義目的に合致する措置を英国に求めるよう働きかけを行った。第1次世界大戦への アメリカの参戦を望んでいた英国は、アイルランド自治に関するアイルランド人たちと の話し合いの必要を痛感し、1917年7月にアイルランド協議会を招集した。しかし、Sinn Fein 党は召集に応じる義務はないとして出席を拒否し、協議会は国民党、統一党及び労 働党に加え, 教会, 商業会議所, 政府任命の委員によって開始された。そこでの協議を経て, 1919年12月, Lloyd George は英国議会に対して1914年自治法に2つの重要な改正を加え た案を議会に内示した。改正点の第1は,北部アルスター地方の特殊な地位を考慮し,北 部と南部に共に議会を設置すること,第2は,財政問題すなわち課税権の問題は,北部と 南部の両議会の話し合いが決着し次第、アイルランドに権限を委譲するとするものであっ た。これをもとに,1920年2月,新アイルランド自治法案は英国議会に提出された。本案 は同年11月,52対188の多数をもって第三読会を通過し、間もなく上院をも通過し、12月 18日に裁可を受けて法律となった。新自治法案の提出以降,アイルランド世論はこれに強 く反発し、アイルランド情勢は非常に険悪化した結果、自治法の実施よりもむしろ治安維 持が喫緊の課題となるにいたった。

第6節:最近ノ独立運動においては、イースター蜂起以降のアイルランド情勢が詳述される。1918年末の総選挙において躍進した Sinn Fein 党は、英国議会に出席せず、アイルランド共和国の独立を宣言し、党首 de Valera を共和国大統領とし、1919年1月22日、22名の議員からなるアイルランド共和国憲法制定会議を開催し独立宣言文を朗読して可決し

た。Sinn Fein 党は、警察官や兵士を襲撃するなど武力運動を各地に起こし、英国政府と交戦状態に入った。英国政府は1920年8月、秩序回復のための緊急条例を発布し、多数の軍隊、警察隊、補助警察隊を投入し、厳しい取り締まりに乗り出した。アイルランド共和国軍側も組織的な攻勢を強め、兵営や駐在所を襲撃し、警察官や軍人の犠牲者は拡大していった。これに対して、警察や軍隊もいわゆる報復的手段を採用し、嫌疑者の家宅を捜索して射殺、略奪、放火などを敢行し、事態をエスカレートさせていった。報復的手段による取り締まりに対しては、英国議会においても批判が続出した。しかし、こうした強圧的な取り締まりは改善されなかった。1920年12月には戒厳令が施行された。こうした中、首相 Lloyd George と de Valera との会談が1921年1月11日に行われ、英国政府と Sinn Fein 党との間に協調の可能性が生じてきたのであった460。

第8章:諸外国トノ関係においては、古来よりアイルランドがヨーロッパ大陸諸国と交渉を持つと共に、近年ではアメリカとの濃密な関係を有していることから、それら両関係について論述されている。

ヨーロッパ大陸との関係については、第1に旧教徒であるという宗教的関係からローマ法王と密接な関係を持っていたこと、第2に Elizabeth 女王以降17世紀に至る英国によるアイルランド征服によって、多数のアイルランド人がヨーロッパ大陸へ逃れ、その結果ヨーロッパ大陸はアイルランドにおける革命運動家にとって重要な避難所としての意味を持っていること、第3にアイルランドの軍事的地位、すなわち英国海軍にとって大西洋への前哨でありかつ英国西海岸に侵入するための根拠地になりうるということから、スペインン、フランス、さらに近年では United Irishmen と結んだドイツなどヨーロッパ大陸諸国が重要視した位置にあり、様々な歴史に彩られていることが論述される。また、アメリカとの関係については、18世紀から19世紀になると、英国による商工業上の圧迫や農業上の飢饉とにより、多数の移民がアメリカ大陸に渡り、これらの人々が現在の反英的運動を醸成していることが説明される。アイルランド系アメリカ人は、人口1億人中に3000万人を数えるに達しており、その動向はアイルランドの独立運動に大きな影響力を有していることが指摘される。

アイルランド系アメリカ人は1850年 Phaenix Organization を基に Fenian 団を組織し、 Irish Republican Brotherhood と呼応してアイルランド独立運動を展開した。1919年1月、 アイルランド共和国の独立が宣言されると、共和国大統領に選ばれた de Valera は渡米し、 ニューヨークを根拠としてアイルランド独立運動を喧伝し、各地に支部を設けアメリカ世

⁴⁶⁾ 同, 85頁-176頁。

論の喚起とアイルランド独立運動への助成獲得に努めた。1919年8月には、アイルランド 共和国政府第1回公債を募集し、好調な募集結果を得た。上下両院議員を始めとしてワシ ントンの名士たちはLafayette 倶楽部に晩餐会を催し、de Valera はアイルランド独立に 対する同情宣言に感謝すると共に、アメリカによるアイルランド共和国承認を求めた。英 国に対する示威運動も行われた。新聞・雑誌もアイルランド独立に同情的な記事を広く掲 載した。これに対する反対宣伝は、アイルランドの新教牧師によって試みられたもののほ とんど影響力を持たなかった。

アメリカ議会は、上下両院ともアイルランド独立については同情的であり、上院はアイルランド独立同情宣言を可決し、下院においても、駐米英国大使 Sir Auckland Geddes に対する信任状についてアイルランドについては認めないよう求める決議を提出した。また、英国における独立運動関係者の投獄に関しての手続きに抗議する声明を出した議員たちもいた。

ニューヨーク市長はアイルランド共和国建設祝賀式に市長の資格で出席し、de Valera にニューヨークの自由権を与えるなど援助した。またニューオリンズ州知事も州の自由権 を de Valera に与え、アイルランド共和国公債の募集にも援助を与えた。州や市における 地方当局者たちはアイルランド独立運動に関して極めて同情的であった。しかし、アメリカ政府が同情を表したことはなく、英国大使館への示威行動についても取り締まりを行っており、英国に対する配慮がうかがえる。

こうしたアメリカにおけるアイルランド独立同情運動に対する英国の態度については, 抗議などを行うことは両国関係を悪化させるものであるとして静観した。英国としては, アメリカをはじめとするアイルランドに関係を有する各地の人々が, アイルランド問題の 局外に立ち, アイルランド問題の解決をアイルランドに居住する英国臣民や土着アイルランド人に一任することが良好な結果をもたらすと信ずるとの立場にとどまったと論じられている⁴⁷⁾。

第9章:結論では、アイルランドの過去および現在を通観してアイルランド問題が紛糾を極め未だ収拾できていない理由を、第1:征服政策ノ失敗、第2:愛蘭文化ニ対スル圧追政策ノ失敗、第3:放漫政策ノ弊、第4:背信政治ノ禍として指摘し、アイルランド問題を抱える英国の統治を否定的に描いている。第5:愛蘭問題ノ現状及将来では、これまでの論述をまとめ将来的展望を示している。アイルランド問題は、いくつかの分野に渡るが、宗教上の問題に関しては1782年の法律により旧教徒の社会上の解放がなされ、1830

⁴⁷⁾ 同, 176頁-188頁。

年の旧教救済法は政治上の解放をなした。また1869年のアイルランド教会国立制度廃止 法 アイルランド教会法および1860年以降1909年に至る数々の小作改善および小地買収に 関する立法は経済上の解放をなすと共に農業問題を解決した。1889年以後の農業協会およ び工業協会の活動は農工務省の設置と相まって産業の発展にようやく見るべきものが出て きた。1831年の法律によって小学教育は改善され、1878年の中学教育局の設置及び1908年 の大学令は教育問題に光明をもたらした。地方制度も1898年のアイルランド地方自治法に よって確立しており、アイルランド問題のうち、宗教、教育、農業および地方については 改良が緒についた。財政問題は1779年外国及び英国植民地との貿易の自由化、多数の通商 法の撤廃、併合による関税制度の統一が行われたが、自由貿易はアイルランドの幼稚な商 工業を発達させるのには役立っていないようである。また、財政上の不公平な負担の問題 も残っている。1870年以来のアイルランド自治に関する運動は、財政問題を自治問題と一 括して解決しようと試みている。今やアイルランド問題は、自治問題の解決如何にかかっ ているといっても過言ではない。Sinn Fein は跳梁跋扈しているが,アイルランド人の真 の感情を代表しているものではない。彼らは Sinn Fein と英国政府といった両武力の間に あって疲労困憊し、協調がなることを熱望しつつある。アイルランド問題は、英国政府が、 新自治法中の財政条項につき實大な修正を行い.アイルランドの温和派の意見を強大にし. Sinn Fein に代表される過激派の主張を弱め、実際的な解決に導くことが唯一の方法であ ると結論している。

現実的な解決方法を提示したのち、アイルランド問題の原因は歴史的政治行為による問題であるため、制度を変更し統治方針を改革することによって成し得ると強調する。ただし、人々の持つ歴史的記憶は一朝一夕には解決できない問題であり、アイルランド問題の前途はこの意味で長く波乱に満ちたものであると結んでいる⁴⁸⁾。

(3) 「愛蘭問題と朝鮮」に見る時永浦三の植民地統治認識

この朝鮮警察協会発行の雑誌『警務彙報』に2度(11月号および12月号,分量はそれぞれ17頁,12頁である)に分載されて発表された著作は、『愛蘭問題』で検討されたイギリスによるアイルランド統治のあり方を朝鮮と比較し、日本の朝鮮統治がいかなる教訓を得られるかを述べたものであり、1921年8月31日、時永浦三が京城警察官講習所において行った講演の筆記録である。講演の冒頭で、時永はアイルランドと朝鮮との類似性という当時の見方を否定するところから始め、「愛蘭が最近民心安定せず騒乱各地に起て今尚ほ平静

⁴⁸⁾ 同. 188頁-197頁。

に帰せざること」をもって多くの人々は「愛蘭の状況を以て朝鮮と酷似して居ると考へ」 ているが、実地調査と研究によると、人々が「考へて居る愛蘭と朝鮮とが宜く似て居ると 云ふ意味が裏切られたると、同時に旧韓国時代の状況と現今の愛蘭とは真に能く似て居る やうに思つたのであります。而して朝鮮併合後の今日に於ては愛蘭とこの朝鮮は決して似 て居るものでないと云ふことを痛切に感じた」と述べている⁴⁹。

すなわち、アイルランドと朝鮮を類似した状況にあるとする世論の評価を否定し、日本の韓国併合前の状況と類似するとし、併合後には騒擾が収まらないアイルランドと朝鮮はまったく異なると見るのである。つまり、時永はイギリスのアイルランド統治と比較して、日本の植民地支配を全面的に肯定するのである。

次に時永は、「愛蘭とは如何なる処か」と問いかけ、その面積が朝鮮の3分の2であり、人口は半分以下であることに触れた後、騒擾の理由について国際連盟以降のアメリカ大統領ウィルソン提唱の民族自決主義が唱えられ、アイルランド共和国憲法会議を設けて大統領の選出を行ったアイルランド人たちが、国際連盟会議に委員を派遣し独立を図ったところから騒擾が熾烈になったとする。いわゆる朝鮮独立運動は3月1日に独立宣言を出し、海外在住の朝鮮人が国際連盟会議に嘆願書を提出したが、これはアイルランドのやり方を模倣したものだとする。しかし、アイルランドでは、以前から続発的に騒擾が起こっていたのに対し、朝鮮においては、3月1日に突如として起こった点が異なっているとする500。つまり、アイルランドは朝鮮より事態が深刻であると主張するのである。

1916年4月、ダブリンでイースター蜂起が起こった。これは自治法の問題が原因となっており、2次にわたるグラッドストーン内閣で成立しなかった自治法が、アスキス内閣の下、アイルランド国民党が議会でキャスティングボートを握ったことによって成立したことが述べられる。しかし、アルスター統一党は自治法に反対して義勇兵を組織し、対抗して国民党もまた義勇兵を組織する事態となったが、第1次世界大戦の勃発によりイギリス政府はこうした動きに何らの解決策も提示できず、自治法の施行は延期された。アイルランド労働党は、英国労働党との提携が可能なほどは発達しておらず、またその主張もケルト的アイルランドへの回帰を理想とする過激的・共産的なものであった。また、フェニッキス・オルガニゼーションやドイツと連携したケスメントの計画が失敗し、1916年のイースター蜂起も失敗に帰したが、その過程で秘密結社であるシンへエイン党の勢力が拡大

⁴⁹⁾ 時永浦三「愛蘭問題と朝鮮」『警務彙報』 朝鮮警察協会 1921年11月号,34頁-35頁。人物名や地名はカタカナが用いられているのでそれにならった。『警務彙報』は、韓国国立中央図書館のウェッブページ(http://www.nl.go.kr/index.php)で画像データとして利用できる。

⁵⁰⁾ 同, 36頁

し、総選挙において同党が躍進するとイギリス議会への登院を拒否し、独立の姿勢を鮮明にしたためアイルランド情勢は一気に緊迫化した。そして、第1次大戦が終結し、民族自決の声が起こると独立を宣言し、狂暴残忍な独立運動を始めたとする。ロイドジョージとの間で和約・休戦が成立したものの、未だ各地で騒擾が行われている状態であると分析する510。

さらに時永は、「愛蘭の反英熱は抑何に起因するか」としてその原因を分析を試みる。 それは、アイルランドの騒擾はなぜ激烈を極めるのかという点を知ることによって朝鮮統治の参考にするためであるとする。そしてその理由を2点あげる。第1に、過去数百年にわたる英国のアイルランドに対する虐殺政策、第2に、英国政府がアイルランドに対して行ってきた背信政治であり、この2つは、紀元前にすでに相当発達した文明を有していたアイルランド人たちにとって忘れようとしても忘れられない大事実であると結論づけた520。

アイルランドはセントパトリックに代表されるように、ローマ旧教の布教によって発達した文明を得ていた。しかし、ヘンリー2世に始まり、マリー女王、エリザベス女王、クロンエルによる虐殺とスコットランドなど英国からの移民政策によって激しい侵略を受けたとする。中でも、「屍と灰の統治」と呼ばれたエリザベス女王の統治や、人口の半分弱を虐殺したといわれるクロンエル時代は最も悲惨な2例とされる。また、移民に圧迫されたアイルランド人たちは、フランスに逃れたり、アイルランドにおいて最も痩せた土地であるコンノート州に放逐され、これらの子孫はフランスなど大陸諸国の力を借りて騒擾を起こしたりした53)。

以上のような虐殺政策は最近においても方針としては何ら変更されていないと時永は言う。虐殺という直接的手段によって苦しめられた記憶はぬぐいがたきものがあるが、最近においても、いわば消極的虐殺ともいうべき例があるとし、1845年から3年間にわたった飢饉を挙げる。3年間で75万人の死者を出し、10年間で225万人の海外移民者を生じさせたこの飢饉は、不在地主であるイギリス貴族や富豪の代理人である中間者たちが小作人に高額な地代を要求し苛斂誅求を加えた結果であり、その支払いのためにあらゆる農作物を納め、ポテトのみしか食べるものがなくなった農民たちが、ポテトの飢饉によって窮したのである。この不在地主の代理人による苛斂誅求を、時永は旧朝鮮時代における監察使や群守捕盗使などの誅求と同じであるとする。しかし、イギリスは同情がなく、救済策を講

⁵¹⁾ 同, 36頁-42頁。

⁵²⁾ 同, 43頁。

⁵³⁾ 同. 43頁-48頁。

じなかったため、多数のアイルランド人が死亡し、衛生設備の整っていない輸送船によってアメリカに移民を試みた者の3分の1は船内で死亡したとされる。今や3000万人と称されるアイルランド系アメリカ人が反英的になるのはこの記憶が原因であるとする。イギリスによる虐殺が過去数百年にわたって行われたということは、アイルランドの歴史を読んで見逃すべからざる大事実であると結論づけるのである54)。

さらに時永は、アイルランドを今日のように至らしめたもう一つの理由として、イギリ ス政府の背信政治を挙げる。そして、この背信政治は各方面に及び、宗教上、農業上、商 工業上、財政上において行われたとする。宗教上の背信行為としては、イギリスが新教国 となって以降のアイルランドの新教化を挙げる。旧教徒は絶えず圧迫を加えられ、政治的 特権は新教徒のみに与えられ、旧教徒と新教徒の婚姻は禁止され、教育上、職業選択上の 制限がなされた。18世紀末になるとリンメリックの和議によって旧教徒は解放されること が合意されたが,実際には,旧教徒は土地を所有することができないなどといったむ更な る圧迫規則が制定され、1869年のグラッドストーン内閣に至るまでの150年間、リンメリッ ク条約は履行されなかったのである。経済上の背信行為は、とりわけ土地所有について行 われた。イギリスは封建制度の観念を適用して、アイルランド人領主から土地を奪い、イ ギリスからの移民に与えたのであった。とりわけクロンエル時代は徹底的に行われた。こ うした問題がようやく是正されたのは1907年になってからであり、法定地代が定められ、 特別裁判所が設置され不当地代が取り締まられるようになった。更に各種の土地法が制定 され、小作人の土地所有が可能となり、アイルランドの土地の大部分が小作人の所有に帰 するようになったのであった。すなわち、宗教上および農業上の背信政治はようやく解決 に向かったが、商業上、通商貿易及び財政上の問題はいまだ未解決であるとしてさらに論 を進める55)。

商業上の背信行為とは何か。時永はそれを関税政策であるとする。アイルランドは毛織物やリンネル工業などが盛んであり、17世紀から18世紀にかけてヨーロッパ大陸に輸出され歓迎されていたが、イギリスは毛織物の輸出を禁じたためフランスなどに密輸出が行われた。しかし、航海条例によって各種の通商が禁じられるとアイルランド工業は全滅した。アイルランドがイギリスに併合されると、両国通商は一体となり自由貿易となったが、長年の貿易禁止によってアイルランド商工業は委縮してしまい今なお発達を見ない。アイルランドは商工業発達のために保護貿易を必要としており、アイルランド人が自治法案に対して特に通商、なかでも消費税や関税の自由権を求めているのはこのためであると論じら

⁵⁴⁾ 同, 48頁-50頁。

⁵⁵⁾ 時永浦三「愛蘭問題と朝鮮」『警務彙報』朝鮮警察協会 1921年12月号,41頁-43頁。

れる。さらに、財政上の背信行為が論じられる。1800年のアイルランド併合時の租税負担 や公債負担はアイルランドとイギリスとの間で大きな開きがあったため、財政上の負担を アイルランド2対イギリス15とし、20年ごとに経済の発達を考慮して変更することとした。 その結果、約100年後の1892年の比率はアイルランド1対イギリス20となっていたにもか かわらず、実際には1対11となっており、イギリスの負担が取り決めより軽いにもかかわ らずなんらの措置も講じられていない。また、歴史的に見ても、アメリカ独立戦争やエジ プト戦争、南ア戦争、ナポレオン戦争などの際にイギリス軍に従軍し戦ったのにもかかわ らず、戦争費用を負担させられ、また、アイルランド併合のためにアイルランド議会の反 対派議員を買収する費用までアイルランド公債に編入するなど、併合の費用をアイルラン ド自身に払わせたりした。また、イギリスが帝国主義のために行った戦いの戦費の一部も アイルランドに課せられ、アイルランドの負担はそのつど増加した。1人当たりの負担は イギリスでは2割5分の減少となっていた時に、アイルランドでは14割も増加していた。 イギリスの人口は併合時の3倍に増加した時、アイルランドの人口は1割4分の減少を見 ている。人口は虐殺と飢饉によって減少したのであり、財政負担は併合時の約束を無視し て増加し続けている。こうした背信行為が熾烈な騒擾を生じさせている原因なのであっ た56)。そして時永は、アイルランドの惨状について朝鮮と比較して、ヨーロッパにおいて アイルランドほど「矮小なる家に居住して低級なる経済生活に甘んじて居る所」はなく. これは「英国が過去数百年間に行つた所の虐殺と背信的行為の結果であり」 アイルラン ドにおけるの騒乱はこの鬱憤が破裂したものであると指摘する。「然るに世人は往々愛蘭 問題を以て朝鮮と宜く似て居ると云ふのでありますが何処が似て居るのですか。英国の愛 蘭統治数百年に亘りて行つたる虐殺史と背信政治の如きが朝鮮併合後十年間若しくは其の 前後少しでもありますか。今更私が言新らしく申すまでもなく帝国政府は朝鮮の安寧及幸 福を増進することに衷心から努力して居るのであります。一視同仁の政を以て内鮮一致共 存共栄したいと云ふのが併合の趣旨である。而して其の通りを行つて居るのである。若し 我々が愛蘭に対する英国の政策の如きを以て朝鮮を治めしむとしたならば愛蘭と同じ結果 を得るのである。併しながら帝国がやつて居ることは決してさうではない,公明正大であ る。我々は朝鮮に十二年間も奉職して居りますけれども、朝鮮人だから斯うしろ或は朝鮮 政治なるが故に乱暴なれと云ふやうなことは嘗てしたことはない。又さう云ふ指図を受け たことがないのであります」とし、アイルランドと朝鮮との相違を強調するのである570。 これは、イギリスのアイルランド支配のありかたを統治の方法として全否定すると共に、

⁵⁶⁾ 同, 43頁-47頁。

⁵⁷⁾ 同, 47頁-48頁。

日本の朝鮮支配を対照的に肯定する見解への前奏となっている。すなわち,数百年にわたって虐殺と背信の政策を展開した結果、民衆の怒りを買い、激しい騒擾に見舞われているイギリスと、一視同仁のもと共存共栄を図ってきた日本の朝鮮統治とはまったく異なるものであると主張するのである。

時永は、さらにアイルランドの現状について分析を進める。アイルランドの騒擾は熾烈を極めており、自治運動は今や光をひそめ、独立運動になってきた。イギリス政府はLloyd George によるほぼ完全な自治の容認によって折衝中であるが、今や自治ではなく独立でなければならないとの主張が強く、交渉は今なお継続中である。しかし、アイルランドは独立できないと時永は言う。それは大西洋上における大英帝国の前哨であり、軍事的関係において唇歯輔車の関係であるにとどまらず、経済上も独立してはイギリス商工業との競争ができないからであるとする。シンへエイン党は政治的側面のみに執着し、こうした経済的側面を看過している点が批判される。さらに、イングランド人は、スコットランドやウェールズのケルト系人種と今や完全に結合融和して大英帝国を成しており、同じくケルト系であるアイルランド人が融合できない理由はないとするのである58。

しかし、イギリスの場合においては、過去の悪政によってアイルランド人の持つ反英感情を拭い去ることができず苦慮しているのであった。したがって、そうした感情を朝鮮人にもたれることのないように注意することが必要であると述べるのである。

元来,アイルランドと同様「朝鮮も地理的及歴史的関係に於て朝鮮と日本とは離るべからざるものである。」歴史的に朝鮮は常に外国の脅威にさらされ、完全なる独立を保ち幸福な生活を送ったことはなかった、とし、「日清戦争がなかつたならば朝鮮は今日支那の現状と化し」、「日露戦争がなかつたならば朝鮮は今日西伯利と同一の境遇にあるべき運命にあつたのだ。」と、日本の朝鮮支配を正当化する。時永にとって、朝鮮とアイルランドとの最大の相違は、「日韓の併合は兵力に訴へずに出来た」ことであり、それはアイルランドと異なり「背信的の併合ではない。又其の後立派な政治を施して居る」ことなのである590。

対照的に、「愛蘭の今日の騒動が治まらぬ理由は、一面に於ては訓練のない急造の補助 巡査、普通之をブラック・エンド・ターンと云ふて居る。此の補助巡査が行ふ所謂複報行 為に依るものである複報行為は一言にして言へば水原事件の如きものである。先方が乱暴 にやつてくるから此方でも機先を制してどんどんやつ付けると云ふのである。丸で愛蘭警

⁵⁸⁾ 同, 48頁-50頁。

⁵⁹⁾ 同. 51頁。

察官と民衆との争は戦闘行為である。諸君訓練のない警察官程恐ろしい者はない。何処の 国に行っても其の国の政治を破壊して居る者は多数の訓練のない下級警察官である。之が 即ち諸君が朝鮮に於て朝鮮を愛蘭の如くならしむると否とは一に諸君にあると云ふてよ い。諸君が朝鮮人の要求及理想は如何なるものであるかを十分理解し之に対し十分なる同 情を以て彼等を保護すると言ふ徹底せる精神がなかつたならば、其の朝鮮統治の責任を完 ふし日鮮共存共栄の実を挙ぐることは出来ない。若し朝鮮をして不幸愛蘭の如き結果に陥 らしむると仮定したならば、其の責任は大半は警察官各位に於て負担するの決心なかるべ からず。諸君は之より多数警察官の指導の任に当るものである。この決心を持して朝鮮警 察官をして愛蘭のブラック・エンド・ターンたらしめざる様、警察官たる任務を全ふせら れむことを希望する次第であります」60)と述べ、本来は、イギリスとアイルランドも協 調してやっていけると述べた後、その関係は日本と朝鮮との間にも言えるものであると主 張する。それを阻害するものが、イギリスにおいては、訓練されていないブラック・エンド・ ターンと呼ばれる補助巡査であり、彼らの思慮分別のない行動が、民衆から憎悪の対象と なり、対立を激化させていると分析する。日本の朝鮮支配に関して、それに類するものが あるとすれば、水原事件であるとして、キリスト教との虐殺を行ったとして国際的な非難 を浴びた憲兵による暴力的な弾圧例を挙げている。ここには時永が持っていた憲兵組織へ の批判的な視点をうかがうことができる。1910年に憲兵警察制度が導入されて以降、時永 の植民地官僚時代はまさに憲兵警察制度と重なっており、その実態を直に見てきた時永の 日本の植民地支配に対する批判的な視点が見られるとすれば、この点が唯一のものと言え るであろう。時永は、日本による朝鮮併合を肯定し、その支配は日本および朝鮮の両民族 の共存共栄のために大きく貢献してきたと述べた後、しかし、その共存共栄を継続し、ア イルランドのような報復の連鎖に陥らせないためには、朝鮮人の要求や理想を十分に理解 した上で、同情心を持って保護するという精神が重要であると主張して講演を終えるので ある。

4. おわりに

「愛蘭問題と朝鮮」で表明された時永浦三の植民地統治認識は、先行研究における分析とどのような関係を持っているのであろうか。上野格は、3・1独立運動によって朝鮮総督府は調査の必要を認識させられ、その対象として朝鮮より早く独立運動が活発化した

⁶⁰⁾ 同.51頁-52頁。

アイルランドが選ばれた。そして、調査に当たった時永浦三は、アイルランドの事例か ら、異なる民族を支配し同化させることの「不可能」を学んだとされる。時永浦三の認識 は、彼に先立つ吉村源太郎のアイルランド問題研究の認識を引き継ぎ宗主国の強圧的な態 度を問題とする。時永はさらに、統治される側の屈辱の歴史に対して抱く感情や民族の誇 りから生じる植民地統治の本質的困難等を明確に指摘しているとする。その上で、「時永 の文章中の英人と愛蘭人を、日本人と朝鮮人に置きかえて読むならば、この警告は、戦後 三十年立った今日においても.ひときわ新鮮さをもって我々に迫ってくる」と結論してい る⁶¹⁾。これに対して、山田朋美は、アイルランド調査で時永が最も注力したのはアイルラ ンド問題の原因を解明することであり、それをイギリスの歴史的政治行為=暴政的弾圧政 策と結論付けたとする点は上野の研究と共通しているが、時永が問題にしていたのは同化 政策そのものではなく、それを達成するための方法が効果的であったか否かであり、政策 さえ改めれば植民地支配は可能であるとし、植民地統治そのものは否定せずにその方法の みを問題にする時永の考え方は当時朝鮮で実行されていた文化政治の裏づけになり得るも のだった、と分析する点では上野の研究とは対照的な評価となっている62)。また、齋藤英 里は、上野同様に、時永の認識の中で重要なものとして人心の歴史的記憶は変更が困難で ある点を強調したことを挙げている。また、民族心理の重要性を訴える時永の主張が朝鮮 統治政策に反映されたか否かについては否定的であり、むしろ、朝鮮統治政策の改善のた めに書かれた時永の報告書でさえ、総督府はその警鐘を十分考慮することなく隠匿されて しまった可能性もあるのではないか、と述べる63)。

先述した「愛蘭問題と朝鮮」を読むと、時永は、イングランド人がアイルランド人と同様にケルト系であるスコットランド人やウェールズ人と完全に結合融和して大英帝国を形成している点を挙げ、同じくケルト系であるアイルランド人が融合できない理由はないとしている点からも、時永が異なる民族を支配し同化させることの「不可能」を学んだとは考え難い。この点に関しては、「欧米を視察して」においても、非常に明確な意見表明を行っている。それによると、1億人以上の各民族が1つの国家を形成したアメリカの実情を見聞した時永は、「日鮮融合の前途に対し極めて愉快を感ぜずには居られないのである」と述べ、併合の際に出された一視同仁の勅命のもと日鮮両民族は融合・同化して帝国臣民として文明と平和と幸福と自由の恩恵に浴するに至るとする根本方針が正しいことを確信

⁶¹⁾ 上野格「日本におけるアイアランド学の歴史」『思想』1967年 7月号,136頁-137頁。

⁶²⁾ 山田朋美「戦間期日本におけるアイルランド認識」『国際関係学研究』34号 2008年,76頁-77頁。

⁶³⁾ 齋藤英里「アイルランド・朝鮮類比論」の展開」法政大学比較経済研究所・後藤浩子編『アイルランドの経験』法政大学出版局 2009年、333頁。

したとしているのである⁶⁴⁾。

また、「愛蘭問題と朝鮮」から明らかなように、時永には英人と愛蘭人を日本人と朝鮮人に置き換えようという発想はなく、アイルランドと朝鮮とは、強圧的同化政策の有無の点で全く似ていないと考えているのであった。時永の認識は、もちろん文化政治を裏付ける必要があったのであるが、それは3・1独立運動後に行われたのではなく、韓国併合以降からずっと行われてきたことであった。朝鮮統治政策の改善のために書かれた時永の報告書でさえ総督府はその警鐘を十分考慮することなく隠匿されてしまった可能性もあるのではないかという点であるが、警察官講習所で「愛蘭問題と朝鮮」が講演された後、同様の内容⁶⁵⁾が京城を中心に多くの読者の間で広く読まれた『朝鮮及満洲』にも掲載されていることからそれは考えにくい。前述したように、時永浦三は、この内容を発表したことによって朝鮮において評価されたのであった。

時永浦三は、これまであまり注目されてこなかったが、朝鮮総督府内において重要な役割を果たした植民地官僚であった。その調査報告の結果は、その記述内容のストイックさからその意図が正確に読み取られてこなかったと思われる。これまで取り上げられてこなかった時永の他の著作物によって、彼の意図は明快に読み取れる。

まず、彼は朝鮮総督府の統治に関しては完全に肯定的である。それは、「一視同仁」の原則によって日本と朝鮮とは問題なくやってゆけるという信念に基づいていた。彼の欧米出張での見聞、とりわけ人種のるつぼであったアメリカで、様々な人種の人々が一つの国を形成している事実に直面したことによって、その信念はさらに強化されたのであった。

さらに、彼はイギリスのアイルランド支配と日本の朝鮮支配との類似性を完全に否定する。彼がイギリスによるアイルランド支配に関する過酷な記述を報告書に記していたのは、そうした意図からであった。対して日本の統治は、朝鮮総督府の統治以降は全く問題なかったと考えていた。

しかし、イギリスのアイルランド支配を失敗と見る彼も、反面教師としてのイギリス支配は有効であると考えていた。その重要な例として、Black and Tansに代表される暴力的な治安部隊のあり方が挙げられている。この例が挙げられているのはどうしてだろうか。おそらく、それは、時永のみならず植民地朝鮮の官僚たちが長きにわたって抱いてきた憲兵による治安維持への批判を込めたものであろう。

彼の報告書はどの程度総督府内部で受け入れられ、実際の統治に生かされたのであろう

⁶⁴⁾ 時永浦三「欧米を視察して(其一)」『朝鮮及満洲』第22号第165号 1921年6月,53頁。同様の主張は、 「欧米を視察して(其二)」『朝鮮及満洲』第22号第166号 1921年8月,にも頻繁に述べられている。

⁶⁵⁾ 時永浦三「愛蘭問題と朝鮮」『朝鮮及満洲』第23巻171号 1922年2月。

か。イギリスのアイルランド統治の失敗を描いた時永の報告書は、朝鮮総督府内部のみで 読まれたが、その報告書をもとにしたより明示的な主張は植民地発行の雑誌にも紹介され、 非常に好評を博した。それは、齋藤総督=水野政務総監によって展開されたいわゆる「文 化政治」、ソフトな外観にはなったがその数を増して強化された警察力という統治体制に 依存する政治の正当性を主張した内容であった。彼の主張は、朝鮮総督府によって進めら れていく政策と非常に融和的であり、時永自身の警務局官僚としての存在感を高めるとと もに広く共有されていったものと思われる。

表 1 時永浦三経歴一覧 時永浦三経歴 (朝鮮総督府時代) 一覧 (『朝鮮総督府官報』 による)

辞令日付	辞令内容	交付時役職等	出典官報日付
1910.10.26	任朝鮮総督府取調局属 5級俸下賜		1910.10.26
1911. 4 .27	任朝鮮総督府取調局事務官 叙高等官7等	朝鮮総督府取調局属	1911.5.2
1911.4.27	7級俸下賜	朝鮮総督府取調局事務官	1911.5.4
1911.7.10	叙従7位		1911.7.15
1912.4.1	平安南道在勤ヲ命ス	朝鮮総督府取調局事務官	1912.4.1
1912.4.1	任朝鮮総督府道事務官 叙高等官7等	従7位	1912.4.6
1912.4.1	9級俸下賜	朝鮮総督府道事務官	1912.4.8
1912.6.22	8級俸下賜	朝鮮総督府道事務官	1912.7.5
1913. 1 .17	陞叙高等官6等	朝鮮総督府道事務官 従7位	1913. 1 .21
1913. 1 .17	7級俸下賜	朝鮮総督府道事務官	1913. 1 .25
1913. 4.21	叙正7位	従7位	1913. 4.28
1914.6.30	6級俸下賜	朝鮮総督府道事務官	1914.7.8
1914. 8 .11	京畿道在勤ヲ命ス	朝鮮総督府道事務官	1914.8.17
1916.7.25	陞叙高等官5等	朝鮮総督府道事務官 正7位	1916.8.4
1916.7.25	5級俸下賜	朝鮮総督府道事務官	1916.7.25
1916.11.15	任朝鮮総督府事務官 叙高等官5等	朝鮮総督府道事務官 正7位	1916.11.22
1916.11.15	5級俸下賜	朝鮮総督府事務官	1916.11.22
1916.11.15	総務局総務課長ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1916.11.22
1916.11.21	朝鮮彙報編纂委員ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1916.11.24
1916.12.19	官報報告主任ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1916.12.21
1917. 2 . 7	古蹟調査委員ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1917.2.9
1917.10.1	文官普通試験委員ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1917.10.4
1917.10.1	兼任朝鮮総督府参事官 叙高等官5等	朝鮮総督府事務官 従6位	1917.10.8
1917.10.1	内務部第2課長ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1917.10.8
1917.10.1	官報報告主任ヲ免ス	朝鮮総督府事務官	1917.10.8
1917.10.1	朝鮮彙報編纂委員ヲ免ス	朝鮮総督府事務官	1917.10.8
1917.10.1	古蹟調査委員ヲ免ス	朝鮮総督府事務官	1917.10.8

朝鮮総督府官僚のアイルランド認識 - 時永浦三を手掛かりとして - (加藤道也)

1917.10.1	朝鮮総督府済世院庶務課長事務ヲ嘱託ス	朝鮮総督府事務官	1917.10.8	
1917.10.11	京城府街路施設物整理委員会委員ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1917.10.13	
1917.10.19	朝鮮総督府高等土地調査委員会委員ヲ命ス	朝鮮総督府参事官	1917.10.25	
1918. 3 .16	開城へ出張ヲ命ス	朝鮮総督府参事官	1918. 3.27	
1918.10.7	任朝鮮総督府警務官兼朝鮮総督府警視 叙高等官5等	朝鮮総督府事務官 兼朝鮮総督府参事官 従6位	1918.10.14	
1918.10.7	4級俸下賜	朝鮮総督府警務官	1918.10.14	
1918.10.7	警務総監部保安課長ヲ命ス	朝鮮総督府警視	1918.10.14	
1919. 7.25	警務総監部高等警察課長事務取扱 兼務ヲ命ス	朝鮮総督府警視	1919.8.7	
1919.8.20	任朝鮮総督府事務官 叙高等官4等	正6位	1919.8.28	
1919.8.20	3級俸下賜	朝鮮総督府事務官	1919.8.28	
1919.8.20	警務局勤務ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1919.8.28	
1919. 9.25	叙高等官4等 兼任朝鮮総督府参事官	朝鮮総督府事務官 正6位	1919.10.3	
1919.10.10	古蹟調査委員ヲ免ス	朝鮮総督府事務官	1919.10.14	
1919.10.27	朝鮮総督府道警部考試委員ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1919.10.29	
1919.11.20	米国へ出張ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1919.11.22	
1919.11.25	欧州へモ出張ヲ命ス	朝鮮総督府事務官	1919.11.28	
1920.12.24	2級俸下賜	朝鮮総督府事務官	1920.1.13	
1921.3.31	陞叙高等官3等	朝鮮総督府事務官 兼朝鮮総督府参事官 正6位	1921 . 4 .12	
1921.3.31	1級俸下賜	朝鮮総督府事務官	1921 . 4 . 28	
1921.5.30	叙従5位	正6位	1921 . 6 . 6	
1921.11.1	大正 4 年乃至 9 年事件ノ功ニ依リ 金300円ヲ賜フ	朝鮮総督府事務官 兼朝鮮総督府参事官 正6位	1921 . 8 . 19	
1922. 1 .16	任朝鮮総督府監察官 叙高等官3等	朝鮮総督府事務官 兼朝鮮総督府参事官 従5位	1922. 1 .21	
1922.10.16	任大分県内務部長 叙高等官3等	朝鮮総督府監察官従5位	1922.10.23	
時永浦三経歴(内地時代)一覧(『官報』による)				
辞令日付	辞令内容	交付時役職等	出典官報日付	
1922.10.16	任大分県内務部長 叙高等官3等	朝鮮総督府監察官 従5位	1922.10.18	
1924.7.23	任鳥取県内務部長 叙高等官3等	大分県内務部長 従5位勲6等	1924.7.24	
1924.10.2	任宮城県内務部長 叙高等官3等	鳥取県内務部長 従5位勲6等	1924.10.3	
1925. 9 . 16	任宮崎県知事 叙高等官2等	宮城県書記官 従5位勲6等	1925.9.17	
1926. 9 .28	任佐賀県知事 叙高等官2等	宮崎県知事 正5位勲4等	1926.9.29	
1929. 2. 7	叙従4位	正 5 位勲 4 等	1929.2.13	
1929.2.9	特旨ヲ以テ位1級追陞セラル	故休職佐賀県知事 正5位勲4等	1929.2.13	

出所(『朝鮮総督府官報』および『官報』により作成。)